芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画評価委員名簿

(平成20年11月 3 日現在)

	氏 名	所属等
	佐々木 勝一	京都光華女子大学准教授
学識経験者	中田智恵海	仏教大学教授
市民委員	石谷 春奈	市民委員
	榎田 敏彦	市民委員
	妹尾 洋子	芦屋市保育推進保護者会協議会会長
	大脇 巧己	NPO法人さんぴぃす事務局長
	河盛 重造	芦屋市医師会理事
団体代表委員	藤井 清	芦屋市商工会事務局長
	中田 伊都子	芦屋市PTA協議会会長
	野田京子	芦屋栄養士会会長
	牧野 君代	芦屋市青少年育成愛護委員会会長
行 政	磯森 健二	芦屋市保健福祉部長

	中村 尚代	保健福祉部こども課長
事務局	水谷 幸雄	保健福祉部こども課保育所担当課長
争物。同	余吾 康幸	保健福祉部こども課長補佐
	柏原由紀	保健福祉部こども課主事

(設置)

第1条 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(以下「計画」という。)の評価等を行うため,芦屋市 次世代育成支援対策推進行動計画評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は,次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 計画の全体的な進捗状況の評価に関すること。
 - (2) 計画の特定事業に係る評価に関すること。
 - (3) 市民及び利用者のサービスに対する満足度等の評価に関すること。
 - (4) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 委員会は,委員12人以内で組織する。
- 2 委員会の委員は,次に掲げる者のうちから,市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市民
 - (3) 芦屋市次世代育成支援対策地域協議会に係る団体の代表
 - (4) 市職員

(仟期)

- 第4条 委員の任期は,委嘱又は任命の日から2年とする。ただし,補欠委員の任期は,前任者の残任期間とする。
- 2 委員は,再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は,委員の互選により定める。
- 3 委員長は,会務を総理し,委員会を代表する。
- 4 副委員長は,委員長の指名により定める。
- 5 副委員長は,委員長を補佐し,委員長に事故があるとき,又は委員長が欠けたときは,その職務 を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は,委員長が必要に応じて招集する。
- 2 委員会において,必要があると認めるときは,委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、児童に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか,委員会の運営に関し必要な事項は,委員長が委員会に諮って 定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は,平成18年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱又は任命する委員会の委員は,第3条第2項の規定にかかわらず,平成17年3月31日に芦屋市次世代育成支援対策行動計画原案策定委員会委員であった者(公募による市民で市外に転出した者を除く。)を委嘱又は任命する。ただし,団体等から新たに代表の推薦を受けた場合は,当該推薦を受けた者を委嘱又は任命することができるものとする。
- 3 前項の規定により委嘱又は任命する委員の任期は,第4条の規定にかかわらず,平成20年3月31日までとする。

平成20年度次世代育成支援対策推進行動計画の 推進・評価・策定の取組み(予定)

開催(実施)日	開催(実施)事項	内容							
平成20年 5月22日	事業実施状況•所管課	・行動計画の267事業の担当27課に、19年							
~ 6月 9日	評価の照会	度実施状況及び所管課評価を照会							
7月10日	事業実施状況の各課	・事業担当課から回答があった実施状況につ							
~ 7月18日	ヒアリング実施	いてのヒアリングを実施							
0 日 20 日	第1回推進協議会	・19~20年度の主な実施事業の報告							
8月28日		・多様な保育施策、C評価事業推進の協議							
08050	第1回地域協議会	・後期計画の策定について							
9月25日	(第2回推進協議会)	・市民アンケート調査の項目について							
11月 3日	評価委員会	・19年度実施状況の評価							
11月 3日	原案策定委員会	・市民アンケート調査票の検討							
		•推進協議会,地域協議会,評価委員会,							
11月 日	庁内推進本部幹事会	原案策定委員会の結果報告							
		・市民アンケート調査の実施について							
		•推進協議会,地域協議会,評価委員会,							
11月 日	庁内推進本部会議	原案策定委員会の結果報告							
		・市民アンケート調査の実施について							
12月 日	市民アンケート調査実施	・調査票の配布及び回収							
~12月 日	中氏アンテ 「副五天池	調査宗の配削及り自私							
┃ ┃ 平成21年 1月 日	実施状況・評価結果の	・広報紙、ホームページ、報告書により公表							
十成21年 1万 日	公表								
1月 日	市民アンケート調査結果	・広報紙、ホームページ、報告書により							
~ 3月 日	の集約・分析	後日公表							
3月 日	第2回地域協議会	・市民アンケート調査結果の報告							
37 0	(第3回推進協議会)	・地域協議会の進め方等について							

平成19年度芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画の施策体系別評価一覧表

<全事業>

施 策 体 系	事 業 NO.	A評価	割合%	B評価	割合%	C評価	割合%	事業数
基本目標1:家庭における子育てへの支援		47	42		53		5	112
(1)多様な子育て支援サービスの充実		22	46	24	50		4	48
①養育支援	1~5(21年度目標の設定がなく評価しない2事業を含む)	3	100	0	0	0	0	3
②子育てに関する相談	6~23	8	44	9	50	1	6	18
③子育てに関する情報提供・学習機会	24~39	5	31		69		0	
④親子・親同士の交流の場	40~50	6	55		36		9	11
(2)子育て支援のネットワークづくり		18	55		45		0	33
①地域での子育て意識づくり	3.33.51~66	11	61		39		0	18
②子育て支援のネットワークづくり	67~81	/	47		53		0	15
(3)ひとり親家庭の自立支援の推進	10-00-00	1	10		70		20	1
①自立支援に向けた相談等 ②生活支援	10·82·83 84~90	0	33		67 71	0	29	
(4)子育て家庭への経済的支援	04~90	6	29		62	2	10	1
①養育費,教育費への支援	87~89.91~108	6	29		62		10	+
基本目標2:母と子どもの健康の確保と増進	07 - 65 - 51 - 100	22	43		43		14	
(1)母と子どもの健康の確保		10	43		43		13	1
①母子の健康・子どもの発達支援	13.15.16.32.109~120	8	50		50		0	16
②子育て支援	14.29.30.50.121~123	2	29		29		43	1
(2)食育の推進		3	25		67		8	12
①食に関する指導や情報提供	30~32.124~129	2	22		78	0	0	
②食環境の充実	130~132	1	33		33		33	3
(3)思春期保健対策の充実		4	50		38		13	1
①健康教育	133 • 134	1	50	1	50	0	0	2
②心の問題への対応	18~20.77.135.136	3	50	2	33	1	17	6
(4)小児医療の充実		5	63	1	13	2	25	8
①病気や事故等の防止や育児支援	137~140	4	100	0	0	0	0	4
②小児医療の充実	89 • 107 • 108 • 141	1	25	1	25	2	50	4
基本目標3:豊かな心・健やかな体を育む環境づくり		60	39	78	51	15	10	153
(1)次代の親の育成		3	100	0	0	0	0	3
①子育てに関する学習やふれあいの機会	142~144	3	100				0	
(2)家庭の教育力の向上		6	30		65		5	20
①親となるための学習機会や支援	29.33~39.67.145	2	20		80		0	10
②家庭の教育問題に対する相談	6~9.11.12.14.18~20	4	40		50		10	
(3)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備		8	31					
①幼児教育環境の充実	128 • 131 • 146 ~ 151	2	25				0	
②学校教育環境の充実	129~131・134~136・152~161(事業内容変更により評価しない1事業を含む)	5	33				0	15
③保護者・地域から信頼される学校園作り	162~164	10	33		67		0	, ,
(4)地域における子どもの居場所作りの推進	E7-00-10E17E	19	35 31		42		24	
①居場所作り ②児童館における活動	57·60·165~175 46·47·176~187	7	50		54 29		15 21	
③保育所, 幼稚園, 図書館, 公民館, その他公共施設における活動	41~45.49.50.121.123.144.188~200	6	26		43		30	
④地域関係団体等の育成・支援	58.59.201~203	2	40		40		20	1
(5)子どもの人権が尊重される取組の推進	00 00 201 200	16	67		29		4	24
①意識啓発	204~206	2	67		33		0	
②相談•支援	6~9.11.12.22.26.61.65.67.79.80.110	10	71		29		0	14
③被害にあった子どもの保護	19-20-69-77-207~209	4	57		29		14	
(6)障害児施策の充実		5	25		75		0	1
①療育·教育支援	17・146・159・160・210~216(事業内容変更により評価しない1事業を含む)	5	50		50		0	10
②障害のある子どもとその家庭への支援	70-92~94-96-217~221	0	0	10	100	0	0	10
(7)子どもを取り巻く有害環境対策の推進		3	60	2	40	0	0	5
①有害環境対策	222~226	3	60	2	40	0	0	5
基本目標4:仕事と子育ての両立の推進		18	51		40	3	9	
(1)保育サービス等の推進		14	58		29		13	
①保育サービス等の充実	1-3-26-54-98-128-130-131-150-211-227~240	14	58		29		13	
(2)仕事と子育ての両立を図るための意識啓発		4	36		64		0	
①労働者や市民、企業への意識啓発	62-64-241~249	4	36		64		0	
基本目標5:親子が安心して快適に暮らせる環境の整備		10	56	8		0	0	18
(1)良好な居住環境の確保	050.054	0	0	2	100	0	0	2
①子育て世代等への住宅施策	250·251	0	0	2	100		0	2
(2)子どもにやさしい環境の整備	050 - 050	8	73		27		0	11
①福祉のまちづくりの推進	252~256	4	80		20		0	
②交通安全対策	257~262	4	67				0	
(3)犯罪や事故から子どもを守るための環境の整備	262 - 1067	2	40		60		0	
①防犯対策	263~267 合 計	2 157	40		60		8	_
			43 38		49 53			<u> </u>
	前 年 度	142	აგ	190	53	აპ	9	3/1

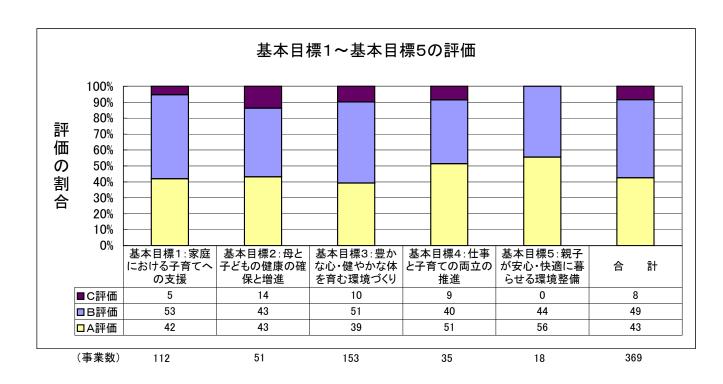
<特定事業>

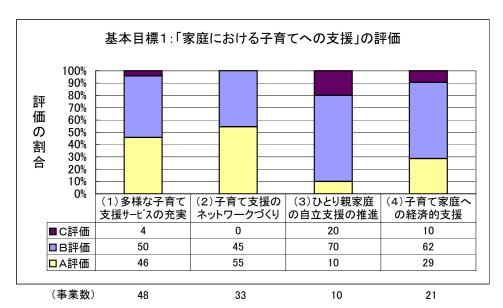
	事	業	NO.	A評価	割合%	B評価	割合%	C評価	割合%	事業数
特定事業(国に対して目標事業量の数値報告が義務付けられている事業)	16事業(21年度目標の設	定がなく	評価しない2事業を含む)	8	57	3	21	3	21	14
	前	年		8	57	3	21	3	21	14

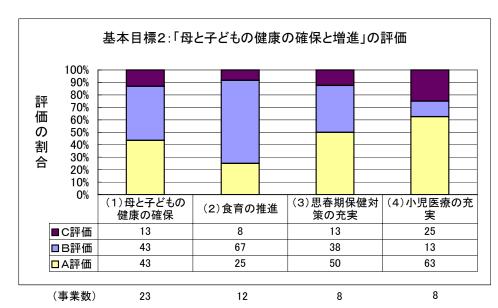
<推進事業>

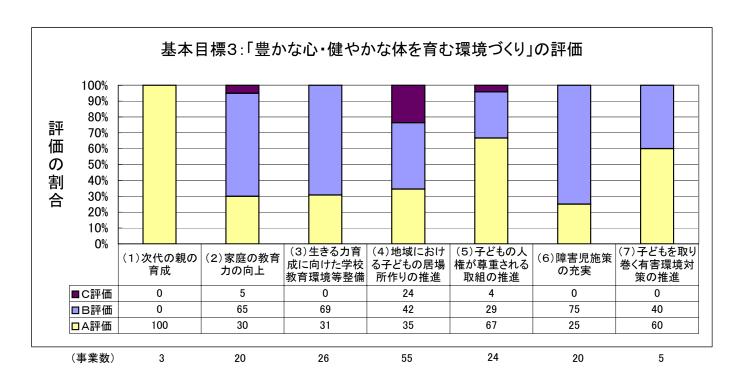
		事	業	NO.	A評価	割合%	B評価	割合%	C評価	割合%	事業数
推進事業(17年度からの5年間において本市が重点的に推進する事業)	31事業				24	77	5	16	2	6	31
		前	年	度	22	71	6	19	3	10	31

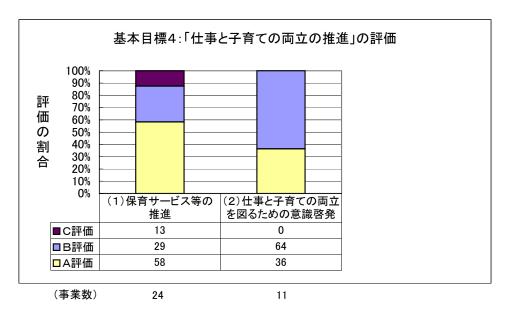
平成19年度芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画の施策体系別評価

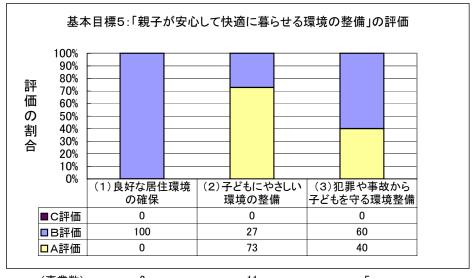












(事業数) 2 11 5

正 誤 表

< 訂正箇所 >

事前配布資料2ページの一覧表中, 「表の見出し」と「1番の事業」との間に3行を挿入

< 誤 >

事業 No.	事業名	担当課
1	一時保育事業	こども課

< 正 >

事業 No.	事業名	担当課						
基本目標1:家庭における子育でへの支援 (1)多様な子育て支援サービスの充実								
①養育	支援							
1	一時保育事業	こども課						

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画 <事業評価基準>

評価	「21年度目標」と「19年度実績」を比較して	21年度 目 標	→	19年度 実 績	21年度 目 標	→	19年度 実 績	
А	目標を達成したもの	目標達成	充実	→	充実	新たに 実 施	→	実施
А	21年度目標は「継続」であったが 目標以上に充実したもの(事業内容や制度が拡大されたもの)	目標達成	継続	\rightarrow	充実			
А	事業内容や制度は拡大されていないが、数値的な成果として伸びがあり、前進があったと認められたもの	目標達成	継続	\rightarrow	継続			
В	21年度目標が「継続」であり、目標としては達成しているが 事業内容に変化なく維持・継続して行ったもの	目標達成	継続	→	継続			
В	過去から実施していて状況が変わらず、維持・継続して行ったもの	目標未達成	充実	\rightarrow	継続			
С	事業内容や制度は縮小されていないが、数値的な成果として減少が あり、後退したと認められたもの	目標達成	継続	\rightarrow	継続			
С	21年度目標が「新たに実施」となっているが 目標が達成できなかったもの	目標未達成	新たに 実 施	\rightarrow	未実施			
С	21年度目標が「充実」「継続」となっているが 事業内容が「縮小」「廃止」して後退したもの	目標未達成	充実	→	継続	充実 継続	\rightarrow	見直し 廃 止
С	21年度目標が「見直し」「廃止」であり、目標としては達成しているが事業内容や制度が後退したもの	目標達成	見直し廃 止	→	見直し廃止			